

令和6年度第3回南関町農業委員会会議録

令和6年6月10日(月)
午後1時20分開会
南関町役場 庁議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会

2. 農業委員会憲章朗読

9番 城戸英次君

3. 会長挨拶

4. 議事録署名人の指名

1番 平山竜代君

2番 原口隆治君

5. 議 事

第13号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第14号議案 農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

第15号議案 農用地利用集積計画の承認について(特例事業)

第16号議案 農用地利用集積等促進計画(第2号)案について

報告第4号 合意解約について

6. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(9名)

会長 井上 繁孝君

副会長 打越 辰美君

1番 平山 竜代君

2番 原口 隆治君

4番 猿渡 徳幸君

5番 片山 弘美君

7番 末竹 信雄君

8番 山口 勲君

9番 城戸 英次君

四、欠席委員は次のとおりである。(2名)

3番 大里 義明君

6番 福山 正英君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 武田 信幸 君

書記 北原 伸一 君

令和6年度第3回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時20分

1. 開会

○副会長（打越 辰美君） それでは皆さんおそろいですので、ただいまから令和6年度第3回南関町農業委員会総会を開催いたします。礼。

○事務局長（武田 信幸君） それでは進めたいと思います。3番、大里委員、6番、福山委員より、欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。本日の出席者委員は11名中9名で定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員会憲章朗読

○事務局長（武田 信幸君） それでは、農業委員会憲章朗読を9番、城戸委員さん、よろしく願いいたします。

○9番（城戸 英次君） （農業委員会憲章は省略）

○事務局長（武田 信幸君） ありがとうございます。

それでは、総会の開催にあたり、井上会長よりご挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（井上 繁孝君） 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は第3回の南関町農業委員会総会を開催しましたところ、本当に田植えも始まり本当に忙しい中にまた時間帯も忙しい時間帯に今日は3番、6番委員もたいが忙しかったんじゃないかならうかなというところで、欠席の届けになっています。そういう中に皆さんに出席していただきましてありがとうございます。

先日ですね、先月29、30、31日だったですかね。事務局長と二人で全国の会長事務局長大会に出席したところでございます。いろいろと内容につきましては、事務局にお尋ねされればと思っておりますけれども、あくる日が先進地視察ということで、山梨の笛吹市農業委員会というところを見学してきたところでございますけれども、研修内容につきましては、県下各組織の会長さんが出席という総勢79名と前日会長大会は八十何名ですけれども、先進地視察は79名の出席で笛吹市の現況を研修したところでございますが、研修内容につきましては、農地利用最適化の取り組みとか農業塾の取り組みについてというような議題で研修してきたところでございます。その中におきましては、私たちも取り組んでおります地域基本目標地

図ですかね、それから地域計画または目標地図の作成等について研修して同じ今取り組みをされているような状態がございました。私たちも今後あとで担当者のほうから説明があろうかと思えますけれども、地域計画または目標地図作成について来年の3月までですかね、今年度一杯が目標になっておりますので、地域でも見て、説明会等開くということで計画しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。そういうことで今回は議題といたしましては、13号議案から16号議案まで、報告は4号と議題に挙げておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

それから前回の総会のごときですね、申請番号、前回2回の申請番号51の件につきまして、どこからもれたかわかりませんが、情報がもれたということで受人のほうからここにお問ひ合わせがあったということでございます。ということで、守秘のことでいろいろとお問ひ合わせがあったということで、私たち農業委員として大体傍聴でも来られれば、今この前の議会のごとき末竹委員からもいろいろご指摘をいただいたところがございますけれども、氏名とか地区名とかをこの場で公表しないようにくれぐれもお願ひしたい。傍聴人がおられたときあたりもこういうふうで金額とかいろいろ、10アールあたりの1筆の金額とか議案書には載せておりますけれどもそういうところは公表していませんもんね。そういうところが漏れたということで、どこから漏れたかわからんとですよ。それは申請者の方が言われたかもしれんしですすね。そこはわかりませんが、私たちは守秘義務の徹底をお願ひしたいということで申し添えておきますので、くれぐれもよろしくお願ひいたします。

○事務局長（武田 信幸君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は井上会長にお願ひいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないよう対応をお願ひいたします。

それでは井上会長、よろしくお願ひいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（井上 繁孝君） それでは、これより議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。今回の議事録署名人として、1番平山委員、2番原口委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

なお、事務局が行う議案説明は事前に配付している議案説明書に代えることで議事を円滑に進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

5. 議 事

○議長（井上 繁孝君） それでは、議案審議に入ります。

議案第13号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は、5件15筆です。

それでは、本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

まず始めに私のほうから。申請番号94番、同じく95番の説明を行います。

94番は、今畑に栗を植えておられますけれども、渡人の方は経営を縮小したいということで、ちょうどこの栗園の隣接されている企業の方が受けられるということで、この企業の方は規模拡大をということでされるということです。それと同じく隣同士でございますけれども、同じ条件で譲渡人の方は経営を縮小したいと。また、隣接されている企業の方が規模拡大をされる。経営を拡大されるところで大きくしているところでございます。今栗園でございますけれども、何ら問題は経営を継承されるところで何ら問題はないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、5番片山委員、申請番号98番、申請番号102番、申請番号107番の説明をお願いします。

○5番（片山 弘美君） 申請番号98番について説明いたします。こちらは5月の28日に事務局二人と推進委員さん、私を含めて4名で見てきました。受人の方がですねこの畑の真ん前にあります。こちら渡人の方がもう農業をされていないのでこちらのほうは使ってくださいというようなことで贈与されるそうです。作ってあるのが今のところ整備してあるだけで、野菜等をまた植えたいとのことで意欲ある方でした。何ら周りにも影響はなく良かったと思えます。

ご審議のほうよろしく願いいたします。

続きまして、いいですか。

○議長（井上 繁孝君） はい、どうぞ。

○5番（片山 弘美君） 102番についてご説明いたします。こちらの10筆につきましては田畑を同じく事務局の方、推進委員さん、私と続けて行きましたけれど、10筆ありました。見たところ栗をずっと植えてありまして、まだ植えたばかりでこちらのほうを受人の方が引き続き栽培されるところでしたので、共同みたいなかたちになられるそうで、受け渡したいとのことでの申請が出ております。10筆あります。いろいろ点在されてますけれど、大体この関外目の地区がかなり多い。

全体は10筆ありましたけれども、もう植えてありますので、継続されるそうです。

引き続きまして107番についてご説明いたします。こちらの畑は受人のご自宅の真ん前ですね。面積的にはちょっと小さい、狭いんですけど、またもう1点は山の中にあるとのことでしたので、こちらも事務局の方と推進委員さんと私4名で見てきました。歩いていけるところは、車は乗り入れできないような状態のところですけどやはりこれは同じ方が渡したいとのこと、こちら地元にはいらっしやらないので、南関町の受人の方が受け手て理されるそうです。別段以上なかったですよ。こちらのほうも。

以上になります。ご審議のほうよろしく申し上げます。

○議長（井上 繁孝君） はい、ありがとうございます。

委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ありませんか。

9番委員。

○9番（城戸 英次君） 94、95ですけども、受人の方の経営というのは、養鶏場か何かですか。

○議長（井上 繁孝君） 94、95。この受人ね。

○9番（城戸 英次君） はい。

○議長（井上 繁孝君） 受人は養鶏場です。

○9番（城戸 英次君） わかりました。

○議長（井上 繁孝君） ほかにありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第14号、「農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画を一括方式により設定するものです。

案件は、4筆、7,715㎡です。

それでは、審議に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(井上 繁孝君) 異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第15号、「農用地利用集積計画の承認について(特例事業)」を議題といたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画を特例事業により設定するものです。

案件は、1筆、902㎡です。

それでは、審議に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長(井上 繁孝君) ないようでございますので、採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(井上 繁孝君) 異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第16号、「農用地利用集積等促進計画(第2号)案について」を議題とします。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、意見を求められるものです。

案件は、29筆、41,971㎡です。

なお、本案は「南関町農業員会会議規則第10条」の規定による議事参与の制限に該当する案件となっており、「7番末竹委員」が議事参与の制限者に当たりますので、本案審議の進行中は暫時退席をお願いいたします。

(末竹委員 退席)

○議長(井上 繁孝君) それでは審議に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

(なしの声)

○議長(井上 繁孝君) ないようでございますので、採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(井上 繁孝君) 異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり承認いたします。

ここで退席された末竹委員に着席を求めます。

(末竹委員 着席)

○議長（井上 繁孝君） 退席された末竹委員に報告します。

議案16号につきましては、原案のとおり承認されましたのでご報告申し上げます。

続きまして、報告第4号、「合意解約について」を議題といたします。

本件については報告内容を事前に配付済みですので、これで終了させていただきます。

○議長（井上 繁孝君） これで、本日の議案は、全て終了いたしました。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（井上 繁孝君） 本日の議決事件等の字句の整理を、議長に一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様方には慎重審議いただきまして、ありがとうございました。これを持ちまして、議長の席を降りさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局長（武田 信幸君） ありがとうございました。

それでは、閉会を打越副会長、よろしくお願いいたします。

○副会長（打越 辰美君） 起立。これを持ちまして、令和6年度第3回南関町農業委員会総会を閉会いたします。礼。

-----○-----

閉会 午後1時40分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人